

石巻市産業創造助成金Q & A

Q1: 石巻市産業創造助成金とはどのような制度ですか。

A1: 本市の地域間競争を高めていくことを目的として、産業の創出や創造的事業の支援のため、地域資源を活かした新商品開発や販路開拓など、新たな取り組みや創造的事業を行う事業者に対して助成金を交付するものです。

【対象者】

Q2: どのような方が対象者となりますか。

A2: 石巻市内に事業所を有する事業者が対象となります。
ただし個人事業主の方は、市内に住所を有していることも要件となります。

【申請手続き】

Q3: 申請はいつまで受け付けていますか。

A3: 予算に達するまで随時受け付けています。
ただし、交付決定を受けた年度内(3月31日まで)に事業を完了し、実績報告まで行う必要があります。

Q4: 申請を考えていますが何から始めればいいですか。

A4: まずは商工課へ事前相談をお願いいたします。事業内容等についてヒアリングを行い、対象となるかどうかの確認を行いますので、事業内容や想定される経費、実施時期等について説明をお願いします。

Q5: 申請期限は「事業着手日の14日前」とありますが、「事業着手」とは何を指しますか。

A5: 実際の実施日だけでなく、その前に発注や契約締結、支払い等が発生する場合はその日を事業着手日とみなします。

Q6: 納税証明書の申請について教えてください。

A6: 申請者が法人の場合は、市税完納証明書が必要となります。市役所3階の市民税課もしくは各総合支所市民福祉課、各支所で申請をしてください。

申請者が個人の場合は、市税完納証明書及び国保税関係証明書の両方を提出してください。国保税関係証明書は市役所2階の保険年金課もしくは各総合支所市民福祉課、各支所で申請が可能です。

申請様式については、市ホームページに掲載してあるものをお使いください。

また、申請するためには書類を2部作成する必要があります。作成後、各担当課窓口で2部提出し証明をもらってください。なお、申請には手数料が発生します。

その後、証明をもらったものを商工課へ提出してください(コピー可)。

Q7: 申請書の提出後はすぐに事業に着手しても問題ないですか。

A7: 交付決定の連絡をするまでは事業に着手しないようお願いいたします。

Q8: 申請からどれくらいで結果が出ますか。

A8: 内容に問題が無ければおよそ2、3日程度となりますが、書類の不備や確認事項があるとさらに時間を要する場合があります。あくまで目安となりますので、余裕をもった申請をお願いいたします。

【対象経費】

Q9: スケジュールの都合上、申請前に支払いを完了した経費は対象となりますか。

A9: 対象外となり、既に事業に着手していることから申請自体できません。

Q10: 対象となる経費に記載があるものであれば、全て対象経費に含むことができますか。

A10: 汎用性が高い物品の経費などは対象外となります。(PC、タブレット端末など)

Q11: 申請する際、経費については概算でも大丈夫ですか。

A11: 全ての経費について、見積書等の根拠資料や算出資料が必要となります。

【人材育成事業】

Q12: 新人研修やマナー研修、ハラスメント研修などは対象となりますか。

A12: 対象外となります。

Q13: 補助上限額について50万円(ただし1日につき10万円)とはどういう意味ですか。

A13: 例えば、3日間の研修で70万円の経費(消費税抜)がかかる場合、2分の1の35万円ではなく、1日の上限10万円×3日=30万円が交付額となります。

Q14: 研修の日程が4月1日をまたいでしまう場合、3月31日まで受講した分を対象として申請できますか。

A14: 年度内に1つの事業として完了しないため、申請はできません。

【研究開発事業】

Q15: 対象となる事業として記載のある『地域資源』とは何ですか。

A15: 石巻市の資源として広く認知されているものを指します。『地域資源』の対象になるかどうかの確認については、商工課までお問い合わせください。

Q16: 既存商品について、改良や原材料の転換を行った場合は対象となりますか。

A16: 商品自体は既にあるため、対象外となります。ただし、その中に新たな取り組みがあれば、対象となる可能性もあります。

【情報提供事業】

Q17: 「情報通信技術の活用」とは具体的に何を指していますか。

A17: ホームページの新規作成などを想定しています。

Q18: 既存のホームページの改修は申請できますか。

A18: 基本的には申請できませんが、新たに EC 機能を追加する場合は申請可能です。

Q19: 展示会への出展を予定していますが、旅費には何を含まることができますか。

A19: 宿泊費のほか、宿泊先や会場の駐車場代、高速代、新幹線や飛行機などの交通費が対象となります。

【知的財産等取得事業】

Q20: 事業を行ったものの、審査の結果、認証等の取得ができなかった場合は申請の取り下げが必要ですか。

A20: 取り下げの必要はありません。
それまでに要した経費を対象経費として、実績報告書を提出してください。

【交付決定後】

Q21: 事業を進めていたところ、3月31日までに事業が完了しないことが判明しました。助成金の交付はしてもらえますか。

A21: 本助成金は事業及び経費の支払いを全て3月31日までに完了する必要があります。事業自体が完了しない場合は、既に支払いが完了している経費であっても交付ができませんので、申請の取り下げをお願いいたします。

Q22: 申請した内容に変更が生じることが判明しました。何か必要な手続きはありますか。

A22: 事業内容の大きな変更や、経費が増額又は20%以上の減額がある場合は、変更申請書(様式第10号)を提出してください。
ただし、20%以内の減額及び事業の細部の変更の場合は提出不要です。
変更が伴う場合は、商工課へご連絡ください。

Q23: 助成金はどのタイミングで支払われ、どれくらいの時間を要しますか。

A23: 実績報告書を提出いただいてから、お支払いとなります。
実績報告書の提出後、確定通知書を送付しますので、その後請求書の提出をお願いいたします。
請求書の受理からおおよそ2週間後に振り込みとなります。

【その他】

Q24: 申請回数に制限はありますか。

A24: 申請は年度内(4月1日～3月31日)に1回までとなりますが、申請する事業(人材、研究、情報、知的)が異なれば、年度内に複数の申請も可能です。
また、過去に交付を受けたことがある事業者でも、年度が変わり、対象要件を満たしていれば申請が可能です。